

北上市告示甲第7号

北上市賃上げ支援補助金交付要綱を次のように定め、令和8年2月24日から施行する。

令和8年2月6日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市賃上げ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この告示は、市内事業者を支援し、賃上げと価格転嫁の好循環を実現するため、賃上げを実施する中小企業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、個人事業主又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条に規定する法人のうち公益法人等（宗教法人を除く。）、協同組合等若しくは普通法人に該当するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下同じ。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第27条の4第17項第1号に規定する大規模法人をいう。以下同じ。）の所有に属している法人

イ 発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人

ウ 大規模法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める法人

エ 発行済株式若しくは出資の総数若しくは総額の2分の1以上が同一のアからウまでのいずれかに該当する者の所有に属している法人、発行済株式若しくは出資の総数若しくは総額の3分の2以上がアからウまでのいずれかに該当する者の所有に属している法人又はアからウまでのいずれかに該当する者の役員若しくは職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める法人

- (2) 常時使用する従業員 労働基準法第20条（昭和22年法律第49号）の規定により、解雇に当たりあらかじめその予告を必要とする者をいう。

（補助対象者）

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 岩手県が実施する物価高騰対策賃上げ支援金（岩手県が令和7年10月1日から令和8年9月30日までの賃上げを対象に支給する支援金をいう。）の支給を受けていないこと。
- (2) 市内に本社若しくは主たる事業所がある又は支店、営業所等の事業所が市内にあること。
- (3) 市内の事業所に常時使用する従業員を1人以上雇用していること。
- (4) 納期の到来している市税に滞納がないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
- (6) 北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団又は役員が同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。
- (7) 公的機関から2分の1以上の運営費を得ている法人等でないこと
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者ではないこと。
- (9) 法令違反その他市長が補助金の交付が適当でないと認める事由がないこと。

（補助対象賃上げの要件）

第4 補助対象とする賃上げは、次の全ての要件に該当するものとする。

- (1) 令和7年10月1日から令和8年9月30日までの労働に係る従業員の賃金について、賃上げ月前月と比較して時給換算で40円以上の引き上げを実施していること。
- (2) 市内事業所に勤務する正規又は非正規雇用労働者（非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上である者（重度身体障害、重度知的障害及び精神障害がある労働者にあつては、週所定労働時間10時間以上である者）に限るものとする。）に対する賃上げであること。
- (3) 引き上げ後の賃金支給実績が1月以上あること。
- (4) 引き上げ後の賃金水準を1年間継続すること。

2 賃上げ額の判定は時給に換算して行うものとし、その換算方法は次のとおりとする。

- (1) 時給制の場合、当該時給額とする。
- (2) 月給制又は月給日給制の場合、基本給のほか、恒常的に支払われる諸手当（就業内容にかかわらず従業員の個人的事情により支給されることとされている通勤

手当、扶養手当その他の手当を除く。)を加えた賃金を賃上げ月の月間所定内労働時間数で除したものとする。

(3) 前2項により難い場合の換算方法は、市長が別に定める。

(補助金の額)

第5 補助金の額は、補助対象となる賃上げを行った従業員1人当たり3万8千円とし、同一の補助対象者につき190万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和8年2月24日から令和8年12月25日までに、北上市賃上げ支援補助金交付申請書兼請求書(様式1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 支給対象従業員の一覧
- (2) 支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- (3) 賃金改定月及び賃金改定月の前月分の賃金台帳の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、北上市賃上げ支援補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定通知書により申請者に通知したときは、当該交付決定した日に申請者から補助金の請求があったものとみなして、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第8 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。